



島根県報

平成25年11月1日（金）

第2,543号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業廃止の届出	（　　　　　）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（　　　　　）	3
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定	（建築住宅課）	4
島根県収入証紙の売りさばき人の氏名等の変更	（会計課）	5

【公 告】

公共測量の実施	（用地対策課）	5
---------	---------	---

【教委告示】

博物館登録原簿の登録事項の変更	（文化財課）	5
-----------------	--------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		5
---	--	---

【収用委告示】

公示送達		6
------	--	---

告 示

島根県告示第729号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団 沖田内科医院	通所リハビリテーション	デイケア沖田指定通所リハビリテーション事業所	浜田市蛭子町20番地1	平成25年5月31日
株式会社五修	通所介護	デイサービスおさんぼ	浜田市三隅町古市場963番地15	平成25年8月21日
株式会社五修	介護予防通所介護	デイサービスおさんぼ	浜田市三隅町古市場963番地15	平成25年8月21日
社会福祉法人 ひらた福祉会	訪問入浴介護	社会福祉法人 ひらた福祉会訪問入浴介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成25年8月31日
社会福祉法人 ひらた福祉会	介護予防訪問入浴介護	社会福祉法人 ひらた福祉会訪問入浴介護事業所	出雲市平田町2112番地1	平成25年8月31日
医療法人社団 水澄み会	訪問看護	ナースステーション ほほえみ	浜田市久代町1-7	平成25年9月30日
医療法人社団 水澄み会	介護予防訪問看護	ナースステーション ほほえみ	浜田市久代町1-7	平成25年9月30日

島根県告示第730号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 亀の子	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 かめのこ	大田市長久町長久口267-6	平成25年4月1日
社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会	居宅介護支援	津和野居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町森村イ1025番地	平成25年9月30日
株式会社 ふる里	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふるさと	出雲市天神町558-1	平成25年9月30日

島根県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたの

で、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年11月1日

島根県知事 溝口善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
金城地区（新開工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第732号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝口善兵衛

1 区域の名称

東奥谷

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市東奥谷町字大境52番	1号
〃 95番1	2号
〃 92番	3号
〃 61番	4号
〃 62番	5号
〃 57番	6号及び7号
〃 53番	8号

島根県告示第733号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝口善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

雲南市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

越戸C、一乗寺南3、下遠所C、宮ノ谷D、城山C、大東久野郵便局西、森木C、秋葉神社北A、薦沢M、加茂町立原A、高見D、高見E、高見F、高見G、南加茂東A、南加茂東B、南加茂東C、小西A、大竹A、砂子原中A、砂子原下廻田A、加茂町東谷A、加茂町東谷B、加茂町猪尾A、加茂町猪尾B、東谷々D、木次道の駅、加茂町立原B、中村上石田A、大崎小廻A、数ヶ畑A、共和E、共和F、塔の村A、塔の村B、小川上I、門C、後谷

下E、須所A、上山E、木ノ下L、民谷橋南、民谷公会堂C、民谷公会堂D、木ノ下Q、掛合西谷C、田上F、田上G、寺谷上F

イ 土石流

畑谷A、大井G、大井H、大井I、春石川、長谷川F、木挽南平A、木挽南平B、引那岐川D、添谷B、添谷C、添谷D、森木E、森木F、森木G、室谷G、室谷H、塩田K、塩田M、滝谷川、釜石川A、釜石川B、桂子廻川A、今用地川A、今用地川B、岩向川B、岩倉丸谷川A、滝谷川A、丸谷川B、湯後谷川B、畑D、宮畑A、三谷瀬A、上山E、湯村西沢、淵平谷、マブ谷、中ノ垣内、宮ヶ谷A、垣ノ木谷A、宮ヶ谷B、宮ヶ谷C、大工屋谷A、大工屋谷B、宮ヶ谷D、大宝沢、卯日谷、民谷D、民谷E、民谷F、梅木F、中子屋谷C、下室谷A、大谷川上、国大原谷、栃山下谷A、谷川、上り奥谷A、上り奥谷B、梅木中谷A、大谷川、梅ヶ峠四、梅ヶ峠五、室谷、下室谷C、下室谷D、大吉田D、吉田景山沢A、オコナデ川、鉄尾沢、中子屋谷A、梅ノ木原谷、中子屋谷B、芦谷川二、長鳥東谷、国大原奥、民谷G、丸山川、諷ヶ峠谷三、諷ヶ峠谷四、民谷H、ケヤキ谷、長鳥東谷A、諷ヶ峠谷五、千箭谷C、中子屋谷D

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

飯南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

塩谷上D

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

奥出雲町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

下阿井AY、下阿井AZ、下阿井BA、下阿井BB、上阿井AQ、鴨倉I、河内U、大谷AH

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所及び奥出雲町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第734号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝口善兵衛

名称及び住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務の開始の日
ビューローバリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1番地	東京都千代田区神田駿河台2丁目8番	平成25年11月1日

島根県告示第735号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
1の3	松江市大輪町420 島根県食品衛生協会松江支 所 支所長 福田 栄吉	松江市大輪町420	島根県食品衛生協会松江 支所 支所長 福田 栄 吉	社団法人 島根県食品衛 生協会松江支所 支所長

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年11月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年10月21日から平成26年2月19日まで
- 3 作業地域
益田市

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、平成25年11月1日付けで次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）第7条第2号の規定により告示する。

平成25年11月1日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

設 置 者 の 名 称		博物館の名称	博物館の所在地
変 更 前	変 更 後		
財団法人 亀井温故館	公益財団法人 亀井温故館	亀井温故館	鹿足郡津和野町中座イ906

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年11月1日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,686 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,046 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 仁多選挙区 | 3,999 |
| | 邑智選挙区 | 5,909 |
| | 鹿足選挙区 | 4,268 |
| | 隠岐選挙区 | 6,024 |
| | 松江選挙区 | 55,658 |
| | 浜田選挙区 | 16,168 |
| | 出雲選挙区 | 46,707 |
| | 益田選挙区 | 13,752 |
| | 大田選挙区 | 10,617 |
| | 安来選挙区 | 11,418 |
| | 江津選挙区 | 7,079 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 13,162 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,046 |

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

平成25年11月1日

1 送達すべき書類

平成25年10月18日付け裁決書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

(1) 氏名 土地登記名義人（亡）長松政信相続人

ただし、平成25年6月7日付け島根県収用委員会告示第3号、同第4号及び同第5号記載の判明している相続人を除く。

住所 不明

(2) 氏名 長松 喜榮

住所 不明

(3) 氏名 濱本 重太郎（存否不明）

住所 不明

ただし、登記記録権利部（乙区）欄記載 那賀郡大麻村大字西村1059番地

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成25年11月21日をもって送達があったものとみなされる。